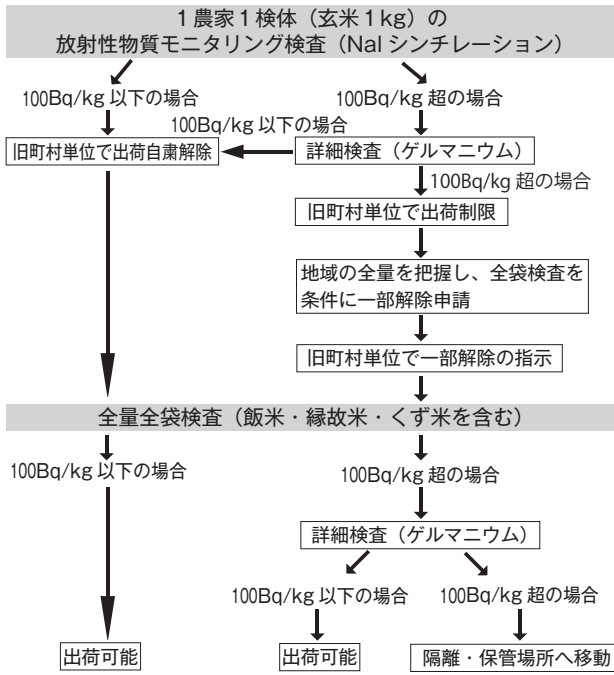


〈平成24年産米のモニタリング検査と全量全袋検査フロー〉



農家の皆さんへ
平成24年産米の全袋検査について

平成24年産米からは、放射性セシウム濃度の新たな基準値が設定され、1キログラム当たり100ベクレルを超える米の流通・販売はできなく

なりました。基準値を超える米を市場に流通させず、本県産米に対する信頼を回復させる上で不可欠な取り組みです。また皆さんが毎日食べる米や贈答する米についても、同様に安全を確認する必要があります。そのため、国のモニタリング検査後、県内で生産されたすべての米(飯米、縁故米を含む)を対象に放射性セシウム濃度を検査する「全量全袋検査」を行うことになりました。

合併処理浄化槽のお知らせ

〔住宅・併用住宅(居住部分が全体の2分の1以上)の浄化槽(市町村設置型浄化槽)〕

平成24年度に事業を実施される場合は7万円の設置奨励補助金があります。

町が浄化槽を設置し、使用料を財源に、維持管理を実施します。

■対象

居住用の住宅の浄化槽であること(事業用住宅は除く)。

▽設置分担金

・5〜10人槽 25万円

・11人槽以上

別途ご相談ください。

▽浄化槽使用料

・5人槽 3,465円/月

・7人槽 4,725円/月

・10人槽 5,040円/月

・11人槽以上

さるよう、お願いいたします。

関福島県農林水産部水田畑作課

☎024-521-7360

関福島県農林事務所田村農業普及所

☎62-3113

関農林振興課

☎72-6935

別途ご相談ください。

管理の内容は浄化槽の保守点検、清掃(汚泥抜き取り)、法定検査を含みます。

〔事業所・店舗等の浄化槽(個人設置型浄化槽)〕

合併処理浄化槽の設置費用の一部を助成します。

■対象

事業所、店舗など事業用の浄化槽(50人槽以下)であること(店舗等併用住宅の場合、居住部分が全体の2分の1未満で11人槽以上の浄化槽であること)。

・事前に補助申請をし、事業完了後、補助金を交付します。

・維持管理は、設置者の責任で行わなければなりません。

詳しくは、広報「おのまち」4月号をご覧ください。

関地域整備課

☎72-6936

国民健康保険被保険者証の更新について

現在交付されている「国民健康保険被保険者証」は、有効期限が9月30日までとなつ

ています。

新しい保険証は9月末までに各世帯に簡易書留で郵送します。

10月1日以降に診療を受けるときには、必ず新しい保険証を医療機関に提示してください。

保険証は、国民健康保険に加入していることを証明する大切なものです。汚したり、紛失したりしないようにしましょう。

関町民生活課

☎72-6933

原子力災害に係る不動産取得税の軽減制度について

現在、原子力災害による警戒区域などに指定されている区域内に家屋とその敷地をお持ちの方が、それらに代わる家屋とその敷地を新たに購入した場合、一定の要件を満たしていれば、特例控除により不動産取得税の額が軽減されます。

詳しくは、お問い合わせください。

関県中地方振興局県税部

☎024-935-1254